

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

ベイリーフ通信

+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +

2024年12月20日号



★CONTENTS★

★ ニュース・トピックス ***** page 2

直近の労働・社会関連記事一覧

★ 離職票をマイポータルを通して受取る仕組み ***** page 3

2025年1月からスタートします

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ***** page 4

面接指導が必要なケースは？

★ ベイリーフの庭から（編集後記） ***** page 4



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 外国人労働者 教育不備で労災目立つ (2024/11/18)

神奈川・横浜南労働基準監督署(千葉幸則署長)は、外国人労働者が被災する労働災害や、相談が増加していることを受け、雇用管理の改善を事業場へ呼び掛けている。今年9月末現在、休業4日以上の方災は前年比2割増の586件に上っており、食料品製造業を中心に、外国人労働者が作業に伴う危険性を理解しないまま作業し、災害に至っているケースがめだつ。今後、外国人を雇用する事業者向けのセミナーを開催し、安全衛生に関する講演を行う予定だ。賃金不払などの労働相談も増えていることから、円滑なコミュニケーションの方法や在留資格の知識も周知する。

2. くるみん認定基準 性育休取得率30%以上に (2024/11/18)

厚生労働省は、子育て支援に関する一定の基準を満たした企業を対象とする「くるみん認定」の新しい認定基準を定めた改正次世代育成支援対策推進法施行規則を公布した。「くるみん」の男性育児休業取得率の要件を従来の「10%以上」から「30%以上」に引き上げている。女性労働者の育休取得率については、新たに「有期雇用労働者の取得率75%以上」を追加。フルタイム労働者の法定時間外・休日労働の要件は、平均で各月30時間未満、または25~39歳の平均で各月45時間未満に設定した。新たな基準は来年4月から適用する。2年間については経過措置も設ける。

3. パート・有期雇用報告徴収1.5倍を目標に (2024/12/02)

千葉労働局(岩野剛局長)は今年度、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の件数について、昨年度比1.5倍となる425件を目標に掲げ、指導を強化している。上半期は197事業所に実施し、うち9割以上に指導を行っている。実際に確認した違反では、相談窓口を設けているものの、社内周知を行っていないケースが多い。報告徴収と併せて、「点検票」を配布する取組みも開始している。男女雇用機会均等法など、他の法律に基づく報告徴収の際に100件配布・回収し、法の遵守意識啓発を狙う。

4. 在職老齢年金見直し案を提示 (2024/12/02)

厚生労働省は11月25日、一定以上の賃金を得ている65歳以上の就労者の老齢厚生年金を支給停止する在職老齢年金制度について、支給停止基準額(支給停止が始まる賃金と年金の合計額の基準)の引上げなどの見直し案を社会保障審議会年金部会に提示した。具体的には制度自体の撤廃のほか、支給停止基準額を現在の50万円から71万円または62万円へ引き上げる案を示している。高年齢者が同制度を意識して就業時間を調整しているケースがあることから、見直しによって、就業抑制を招かない仕組みをめざす。

★離職票をマイポータルを通して受け取る仕組み★

2025年1月からスタートします

従来は、離職後に退職者が雇用保険の失業給付を受給する為に会社が離職票を発行の手続きをし、退職者に後に、会社から送付していました。

この流れについて、2025年1月20日から、**離職者が希望し、一定の条件を満たしたときは**、ハローワークでの審査が終了した後に、自動的に離職票等の書類がマイポータルに送信されることが公表されました。



これにより、会社から郵送等で送付されることを待つことなく、離職票を受け取ることができ、基本手当等の早期の受給が期待されます。また、会社も手続き後の離職票を退職者に送付する必要もなくなります。

マイポータルで受け取るための条件は以下の通りです。

- ① あらかじめマイナンバーをハローワークに登録していること
- ② マイナンバーカードを取得し、マイポータルの利用手続きを行うこと
- ③ 事業所が電子申請により雇用保険の離職手続きを行うこと

雇用保険の手続きについては得喪ですでに活用されていますが、

- ①の本人がマイナンバーを取得していること
 - ②離職者自ら離職前にマイポータルで設定する
- 以上のことが必要です。

便利な仕組みですが、従来の会社が送る離職票もまだまだ並行して運用されますので退職者の意向次第というところです。

保険証についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第157回

面接指導が必要なケースは？

Q、当社では一部の社員が長時間労働になってしまう傾向があります。一定の長時間労働を行った者には医師による面接指導が必要と聞きましたが、具体的にどのような労働者が対象となるのか要件等について教えてください。

A、対象となるのは、次の3つを満たす労働者です。

- ①時間外・休日労働が1ヵ月100時間を超えていること
- ②疲労の蓄積が認められること
- ③労働者が申し出ていること

①で時間外労働時間だけでなく、休日労働時間も

対象となることに注意する必要があります。

労基法で定める労働時間の限度時間は、通常時間外時間が対象となりますのでこれを把握していると思います。

しかしながらこの場合、休日労働時間も加えて計算しなければならないということです。



OVER TIME

shutterstock.com • 412427164

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

最近はやっと冬らしい気温になりましたね。気になるのは乾燥！お肌もそうですが

火災のニュースが目立ちます。火を扱うのは台所だけと思いがちですが電気のコードがショートしたり災の火元も変化しているようです。年末の大掃除、電気周りの清掃が必要ですね。では皆さま、良いお年をお迎えください！

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>